

定着率

新連載

を高める職場づくり

Q&A

第1回 会社のブランド力を高める

社会保険労務士法人アスミル・株式会社アスミル 代表
特定社会保険労務士 **櫻井 好美**

2019年より働き方改革関連法が順次施行されていますが、働き方改革を単なる労働法の改正ではなく、労働環境改善のチャンスととらえていきましょう。私達の最終的な目的は「担い手確保」です。働きやすい職場をつくることで定着率を高め、新たな採用につなげていきましょう。

強い会社をつくるために

多くの会社がある中で、自分達の会社が選ばれるためには、自社の売りは何か？ということ伝えることが大切です。HP等で労働条件を通知することはもちろん、社員の働く姿を載せることで、会社の雰囲気を感じてもらうことも重要です。また、それ以外にも国の認定基準を取得することで、その会社が何に力を入れているかが分かります。

今回は、会社のブランド力発信のために、国が認定しているマークをご案内します。特に、国や地方公共団体が発注する公共仕事を直接請け負う会社の場合は、経営事項審査を受けますが、令和5年1月の改正により経営事項審査のW評点（社会性等）に、ワーク・ライフバランスの取組みが評価されるようになりました。具体的に言いますと、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」、女性活躍推進法に基づく「ユースエール」を取得することで加点が取れるようになります。建設業においても、働きやすい職場づくりに本格的に取り組む時期が来たのだと思います。

ブランド力を上げるために

会社のブランド力とは、一般的には自社

ブランドが持つ価値のことをいいます。商品力、施工力等それぞれの切り口があるかと思いますが、本稿では、人材確保において他の会社との優位性を表す手段として、その会社の価値を客観的に評価することができる厚生労働大臣が認定している「くるみん」、「えるぼし」、「ユースエール」の3つのマークをご紹介します。

1 「くるみん」について

「くるみん」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。

★「くるみんマーク」は認定基準の段階により、マークが違います（表1参照）。

Q 「一般事業主行動計画」って何ですか？

A

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっており、常時雇用する従業員が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その

定着率 を高める職場づくり Q&A

表2 「えるぼしマーク」

5つの認定基準のうち満たしている数により、マークが違います。

えるぼし(1段階目) 	●えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし(2段階目) 	●えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし(3段階目) 	●えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち全ての基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
ブラチナえるぼし 	●策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ●ブラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること。(※) ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) ※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要

表1 「くるみんマーク」

認定基準の段階により、マークが違います。

ブラチナくるみん認定マーク 	くるみん認定マーク 
トライくるみん認定マーク 	くるみんプラス認定マーク、トライくるみんプラス認定マーク、ブラチナくるみんプラス認定マーク 

旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています(100人以下の企業は努力義務)。

一般事業主行動計画とは、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組みに当たって、①計画期間、②目標、③目

標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するものです。

Q 「くるみん」認定には
どういった手順がありますか?

A 「くるみん」認定の流れは、下記のようなステップが必要です。

- STEP 1 一般事業主行動計画の策定
- 計画期間を決める
 - 目標を決める
 - 目標達成のための対策とその実施時期を決める
- ★行動計画策定にあたっては、自社の現状把握、従業員のニーズの把握等、しっかりヒアリングを行い、自社に合った計画を策定していきましょう。
- STEP 2 一般事業主行動計画の周知
- 「両立支援のひろば」、自社HP等で一般への公表
 - メールや社内のイントラネットを使い従業員への周知
- STEP 3 一般事業主行動計画を都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ届出
- STEP 4 一般事業主行動計画の実施
- 一般事業主行動計画に掲げた対策を実施
- STEP 5 「くるみん」認定の申請
- Q 「両立支援のひろば」って何ですか?

過去に在籍した女性の正社員としての再雇用。

・おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用等。

Q 「えるぼし」取得には
どういった手順がありますか?

A 「えるぼし」認定の流れは下記のようなステップが必要です。

STEP 1 一般事業主行動計画の策定・届出

A 厚生労働省が運営するウェブサイトがあります。ここには、一般事業主行動計画・取組を登録することができます。また、他社の計画を見ることができ、同業他社の行動計画を参考にすることもできます。現在の登録数は約11万社です。

2 「えるぼし」について

「えるぼし」とは、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍を推進している企業が取得できる制度です。えるぼしの「える」とはアルファベットの「L」のことで、Lady(女性)、Labor(労働)、Lead(手本)、Laudable(称賛)を意味しています。

★「えるぼしマーク」は5つの認定基準のうち満たしている数により、マークが違います(表2参照)。

Q 「えるぼし」認定の5つの基準とは何ですか?

A

- ①採用
- ・男女別の採用における競争倍率が同程度である。
 - ・直近の事業年度において、正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均以上等。
- ②継続就業

□自社の女性活躍に関する状況の把握、課題分析

□一般事業主行動計画の策定、社内通知、外部好評

□一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届出

□取組の実施、効果の測定

STEP 2 女性の活躍に関する状況について

自社の女性活躍に関する状況について「女性の活躍推進企業データベース」や自社のHP等に公表

(常時雇用する労働者が101人以上の事業主は義務、100人以下の事業主は努力義務)

STEP 3 えるぼしの認定申請

行動契約の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。

Q 「えるぼし」認定を取り消されることはありますか?

A

下記の場合に認定を取り消すことがあります。認定を取り消された場合には、認定マークの表示ができなくなりますので、気をつけてください。

- ・基準に適合しなくなったとき
- ・認定取得時以降の公表を2年間にわたり怠った場合(図参照)

